



公 告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和6年4月1日

朝日町長 笹原靖直



1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所 在 ・ 地 番	林 班 小 班	地 目	面 積 (h a)	経営管理権 の存続期間
集4-1	南保中山3 南保中山8	69林班 へ小班	保安林 山林	0.20	令和6年4 月1日～令 和11年3 月31日
集4-2	南保中山4 南保中山5 南保中山28 南保櫓谷19-1	69林班 へ小班 と小班 ほ小班	保安林 山林	0.83	
集4-3	南保中山6	69林班 へ小班	山林	0.31	
集4-4	南保中山6	69林班 へ小班	山林	0.31	
集4-5	南保中山7 南保中山30 南保中山33	69林班 へ小班 と小班 ち小班	保安林 山林 保安林	0.71	
集4-6	南保中山12	69林班	山林	1.32	

	南保中山 1 4 南保中山 1 6 南保中山 1 7 南保中山 1 8 - 1 南保中山 1 8 - 2 南保中山 1 9 南保中山 2 0 - 1 南保中山 2 0 - 2	へ 小 班	雑 種 地		令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令 和 1 1 年 3 月 3 1 日
集 4 - 7	南保中山 3 1	6 9 林 班 と 小 班	山 林	0 . 1 6	
集 4 - 8	南保櫓谷 2	6 9 林 班 に 小 班	保 安 林	0 . 0 1	
集 4 - 9	南保櫓谷 3 南保櫓谷 5	6 9 林 班 に 小 班	保 安 林	0 . 2 1	
集 4 - 1 0	南保櫓谷 1 2	6 9 林 班 ほ 小 班	山 林	0 . 0 2	
集 4 - 1 1	南保櫓谷 2 0	6 9 林 班 ほ 小 班	保 安 林	0 . 2 5	
集 4 - 1 2	南保櫓谷 1 9 - 2	6 9 林 班 ほ 小 班	山 林	0 . 1 4	
集 4 - 1 3	南保櫓谷 4 南保櫓谷 8 南保櫓谷 9 南保櫓谷 1 0 南保櫓谷 2 1 南保櫓谷 2 3 南保櫓谷 2 4	6 9 林 班 に 小 班 ほ 小 班	保 安 林 山 林	1 . 0 6	

2 縦覧場所

- ・朝日町役場農林水産課
- ・朝日町ホームページ (<https://www.town.asahi.toyama.jp/>)

3 本公告により、朝日町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。